

第 127 回 八戸市都市計画審議会

議案資料

議案第 1 号 建築基準法第 51 条による一般廃棄物処理施設（圧縮・梱包施設）
の敷地の位置について

建築基準法第 51 条による一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設(圧縮・梱包施設))
の敷地の位置 (特定行政庁許可) について

【 概 要 】

本計画は、一般廃棄物処理施設を新たに建築するもので、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 1 号に該当するごみ処理施設であり、民間の一事業者の施設であることからその敷地の位置が都市計画決定されないため、建築基準法第 51 条ただし書許可を要するものである。

申請地は、市街化調整区域内にあり、一般廃棄物処理施設の計画について、都市内の位置・立地区域・敷地条件・施設計画・交通処理の妥当性において問題がないと認められるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特定行政庁である八戸市長が八戸市都市計画審議会の議を経て許可をしようとするものである。

申請者住所 氏名	八戸市小中野一丁目 2 番 4 号 有限会社 東司清掃管理 代表取締役 杉浦 きよみ		
位 置	八戸市大字坂牛字永平 11 番 46	敷地面積	2,276.80 m ²
区域区分	市街化調整区域	用途地域	指定なし
建築面積	(申請部分) 782.59 m ²	(申請以外の部分) 25.84 m ²	(合 計) 808.43 m ²
延 べ 面 積	(申請部分) 765.79 m ²	(申請以外の部分) 25.84 m ²	(合 計) 791.63 m ²

許可対象施設			許可対象処理能力	処理能力(t/日)	
				※8 時間稼働	
				(1 機あたり)	(2 機合計)
ごみ処理施設 (圧縮・梱包施設)	可燃 ごみ	廃プラスチック類	5 t / 日超	12.8	25.6
		紙くず		50.4	100.5
	不燃 ごみ	金属くず (アルミ缶)		11.2	22.4